

# 食品安全委員会企画専門調査会 (第1回会合)議事録

1. 日時 平成15年9月16日(火) 10:00~12:06

2. 場所 食品安全委員会大会議室

## 3. 議事

- (1) 寺田委員長挨拶
- (2) 専門委員の自己紹介
- (3) 座長の選出
- (4) 専門調査会の運営等について
- (5) 食品安全におけるリスク分析手法の導入について(講演)
- (6) 食品安全委員会の活動及び企画専門調査会の今後の予定について
- (7) その他

## 4. 出席者

### (委員)

寺田委員長、寺尾委員、富永専門委員、飯島専門委員、伊藤専門委員、内田専門委員、近藤専門委員、澤田専門委員、波多野専門委員、羽生田専門委員、福土専門委員、門傳専門委員、山本専門委員、和田専門委員、渡邊(秀)専門委員、渡邊(治)専門委員

### (事務局)

梅津事務局長、一色事務局次長、岩淵総務課長

### (講師)

林 裕造

## 5. 配布資料

資料1 食品安全委員会専門調査会運営規程

資料2 食品安全委員会の公開について

資料3 食品安全委員会の活動状況及び今後の予定等について

資料4 企画専門調査会の今後の予定について（案）

資料5 食品安全基本法

## 議 事

寺田委員長 食品安全委員会の委員長の寺田でございます。ただいまから、第1回企画専門調査会を開催いたします。座長が選出されるまで、しばらくの間、私が議事を進行させていただきます。

まず初めに、食品安全委員会の専門委員の皆様、本当に御多忙中のところ御就任いただきまして大変ありがたく感謝いたしております。また本日は早朝からおいでくださりまして、これもありがたいと思っております。

皆様方には、内閣総理大臣から専門委員としての任命が行われましたので、私の方から、企画専門調査会への参加を指名させていただきました。辞令をお手元の封筒に入れてありますのでよろしくお願いいたします。

御存じのように、本年7月1日に、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会が内閣府に設置されてから、約2カ月余が経過いたしました。食品安全委員会は、これまで週に一度のペースで委員会を開催しておりますが、私を含めた7名の委員、4名の常任委員、3名の非常勤の委員と、それから、皆様方様々な専門分野における約200名の専門委員で分野別に構成される専門調査会等で構成されます。

このうち、本日発足いたしました企画専門調査会は、一般公募を含む消費者、農業生産者、食品加工、流通、マスコミ、医師、獣医師等非常に幅広い分野の方々に構成されております。

食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第1項において、「企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する」とされています。実際にはこの規程に基づきまして、企画調査会に対しまして、委員会として当面次のような事項について調査審議をお願いするところであります。

1つは、食品安全委員会の平成15年度の運営のあり方についての意見を取りまとめること、2つ目は、食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項についての意見の取りまとめ、そういうことをお願いするということでございますが、幅広くは砕いて言いますと、食品安全委員会全体の方向性、リスク評価の対象や手法、基本的事項などについて御議論いただく、この委員会にとりまして非常に重要な専門調査会であるというふうに認識しております。

専門委員の皆様におかれましては、これまでのそれぞれの御経験や研究等をこれからの調査審議に十分活用していただき、私ども委員ともども国民の健康の保護が最も重要であるという根本的な理由の下に、食品安全委員会に対する国民の期待に応えられますよう、ぜひよろしく御協力のほどお願いいたします。

挨拶はこれまでにいたしまして、事務局の方から、まず、資料の確認をお願い申し上げます。

岩淵総務課長 それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

一番上に、企画専門調査会（第1回会合）議事次第でございます。その次に座席表が付けてございます。それから、食品安全委員会企画専門調査会専門委員の名簿がございます。

その後、厚い資料で、「資料一覧」ということでございまして、資料1から5まで綴じたものが付いております。

別冊で本日の御講演の資料で、「食品安全におけるリスク分析手法の導入について」という横長の資料が付けてございます。

あと、内閣府食品安全委員会の色刷りのパンフレットが付けてございます。

資料、以上でございますが、不備ございませんでしょうか。よろしく申し上げます。

寺田委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

なお、本専門調査会には、委員会の担当委員として寺尾委員に出席していただいております。審議にも参加していただくことになっております。また、本日は海外出張のために欠席ですが、坂本委員にも担当委員をお願いしております。

それでは、まず初めに、事務局より専門委員の紹介をお願いいたします。

岩淵総務課長 それでは、専門委員の方々の御紹介を申し上げます。五十音順でさせていただきます。恐縮でございますが、お一人1分から2分程度で抱負なども含めまして、簡単に自己紹介をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、初めに飯島康典専門委員でいらっしゃいます。

飯島専門委員 ただいま御紹介にあずかりました日本薬剤師会の常務理事をしています飯島でございます。私は出身は長野県の上田でございますが、地域薬局をしております。この企画専門調査会の委員になりまして、生活者のためになるような議論をしてお役に立ちたいと思っています。よろしく申し上げます。

岩淵総務課長 ありがとうございます。

次に伊藤正史専門委員でいらっしゃいます。よろしく申し上げます。

伊藤専門委員 伊藤でございます。2000年の春に中国北京から4年間の勤務を終え

て帰ってきて、あまり専門分野でなかったのですが、食品の品質管理の仕事をやらせていただきました。この3年間、非常にいろんな意味で大変苦労してまいりました。今回、こういう立場で、小売業のお客様に直接接する立場から、毎日のようにお客様方の本当にごもつともと言えるようなお小言、申し入れ、それから、どう考えてもこれは理不尽なクレームとしか思えないような具体的な事例、そういったことを含めて、いろんな部分でお話ができばなというふうに思っております。

併せてこの3年間の経験の中で、小売、流通だけで一生懸命になってもだめだということ。それから、メーカー、産地、生産者、行政、三位一体になって取り組まないと、この食品の安全・安心の問題は進んでいかないというふうにこの3年間ではっきりと自覚させていただきました。

今、この立場から、お力になればというつもりで頑張りたいと思っていますので、よろしく願います。以上です。

岩淵総務課長 ありがとうございました。

それでは、内田祐子専門委員でいらっしゃいます。

内田専門委員 おはようございます。公募で選ばれました内田祐子です。女子栄養大学を卒業後、数年企業で栄養士をしておりました。消費者の意向を行政の施策に反映させるような、そういう仕事につきたいと現在勉強中です。今回は一般の生活者としての考えを少しでも調査会の方に生かせればと思います。どうぞよろしく願います。

岩淵総務課長 ありがとうございました。

続きまして、近藤信雄専門委員でいらっしゃいます。

近藤専門委員 岐阜県獣医師会の近藤と申します。私は長い間、畜産の生産現場で農家ともども一生懸命やってまいりましたのですが、このBSEの発生以来、本当にその当時は無力感に襲われたわけですが、その後、いろいろと問題が生じまして、こういう中で、やはり原点に返って、動物食品の衛生面、防疫面、それから健康な動物をつくるために、将来はそれが国民の健康にどうやって役立つか、また、安心・安全の問題としてとらえていただくかということで微力ながらまた取り組まさせていただきます。どうぞ御指導よろしく願います。

岩淵総務課長 ありがとうございました。

続きまして、澤田純一専門委員でいらっしゃいます。

澤田専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の澤田でございます。私の専門は生化学ですが、現在アレルギー関係の研究と薬の副作用に関係する遺伝子の関連の研究を行っており

ます。ここ6～7年の間、厚労省の遺伝子組換え応用食品調査会の委員をしておりまして、同時に組換え食品のアレルギーに関する研究も行っております。このような観点から、遺伝子組換え食品を含む新開発食品でありますとか、食物アレルギーの観点からこの委員会の委員を拝命したものと理解しております。非力ではございますけれども、安全な食生活の向上のために努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

岩淵総務課長 ありがとうございます。

続きまして、富永祐民専門委員お願いいたします。

富永専門委員 富永でございます。私、3月末まで愛知県がんセンターの総長をしておりましてけれども、定年退職をしまして、4月から現在勤めております愛知県健康づくり振興事業団の健康科学総合センターでセンター長を務めております。私の専門は疫学予防関係でございまして、特にがんの原因としましても食べ物とタバコは非常に重要な原因でございまして、健康づくりでも、運動、栄養、休養とあって、栄養が大変重要な要素です。ダイオキシンの食品汚染を含む環境汚染の仕事にも携わっておりまして、食品の安全には大変関心を寄せています。よろしく願いします。

岩淵総務課長 ありがとうございます。

続きまして、波多野澄子専門委員でいらっしゃいます。

波多野専門委員 公募で選ばれましたフードコーディネーターの波多野澄子です。大学を卒業後、食品製造会社に勤めました後、家庭用品の製造メーカーにも長い間勤めておりまして、その後、消費者の方に食べるもののことを何か発信していけたらなということでフードコーディネーターに転身しまして、現在消費者の方々が食品に抱いている不安感をどうすれば解消していけるのか、そういったことをこの委員会で話し合っていければいいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

岩淵総務課長 ありがとうございます。

続きまして、羽生田俊専門委員でいらっしゃいます。

羽生田専門委員 日本医師会の羽生田でございます。健康被害の第一発見者になる医療機関を中心に、この健康被害の情報を集めること、また、その発見に寄与するためには、健康被害を起こす食品についての情報をいち早く医療機関に流す必要があるという観点で、今までも取り組んできているところですが、その辺を中心にこの委員会でも意見を述べさせていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

岩淵総務課長 ありがとうございます。

続きまして、福士千恵子専門委員でいらっしゃいます。

福士専門委員 福士でございます。よろしくお願い申し上げます。読売新聞の生活情報部というところで、新聞の主に生活面、家庭欄の記事をつくる仕事を長年しております。立場上、消費者はもちろんのことですが、消費者や生産、流通、様々な現場に伺ったり、そこで話を聞いたりということで、それぞれのお立場をつなげるような役割、それぞれの理解を進めるような役割を新聞というものが果たせればなというふうに思っていましたけれども、この専門調査会の場合でも、そうした様々な御専門の立場の方々が集まられておられるので、透明性のある議論で結果を出していければなと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

岩淵総務課長 ありがとうございます。

続きまして、門傳英慈専門委員でいらっしゃいます。

門傳専門委員 おはようございます。門傳でございます。宮城県でコメをつくっております。まさに食品の不安全が叫ばれている中、こういう状況になっているわけでございます。生産者の一人として、まさに食と農の距離、いわゆるファーム・トゥ・テーブルというふうに言われておりますけれども、日本ほど本来は農場と家庭が物理的には近いはずなのにこんなに遠くなってしまった原因が、当然1つには我々生産者にもあると。いろいろあるわけですが、そういったものの原因をいろいろ皆さんと議論の中でいい方向に見出せればというふうに思っております。

また、私は食品加工もやっております。本当に小さい会社ですが、そういう小さい会社の製造現場なり、クレームの対応、いろんな状況等々をいろいろお話しいたしまして、皆さんにお力、お知恵をお借りして、全国のそういった小さい市場で頑張っているメーカーが元気を出せるようにというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

岩淵総務課長 ありがとうございます。

続きまして、山本宏樹専門委員お願いいたします。

山本専門委員 ニチレイで品質保証を担当しております山本と申します。私どもの会社、御存じのとおり、冷凍食品を中心とする加工食品、水産、畜産といった素材食品、こういったものを国内で調達し、輸入し、加工して提供させていただいております。商品が非常に広範にわたります関係で、大変安全性を確保するという観点からの品質管理、品質保証というのが複雑、多岐にわたっているというのが現状でございます。御存じのとおり、国際的にも食料資源をめぐる貿易が非常に複雑になっております。

そういった中で、今回のこの安全委員会の中で、安全性に関するリスクアセスメントが別の新しい形で展開されることによって、国際的に整合性のとれた我が国の食料資源の確保という観点から役割を果たしていただければ大変ありがたいと思っておりますし、私、微力ながら、そういったところで協力をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

岩淵総務課長 ありがとうございます。

続きまして、和田正江専門委員よろしくお願いいたします。

和田専門委員 主婦連合会の和田でございます。主婦連合会創立から55年になりますけれども、大変消費者問題幅広く手を広げざるを得ないような状況の中で、やはり食の問題というのはいつの時代にも非常に大きな柱でございました。特にこの数年、食の安全・安心あるいは表示に対する不信というようなものは、私どもの加盟団体、地方にございますけれども、非常に大きな問題になっております。私自身はBSE問題に関する調査検討委員会に入っておりましたので、ちょうど2年前からいろいろな議論を重ねてまいりましたことを思い出しております。

それともう一つは、私は全く素人でございますけれども、厚生労働省の食品衛生調査会に入って6年間寺田先生の御指導の下で過ごしてまいりまして、全くの素人がこの場において何ができるのだろうかという疑問を感じながら、時には的外れな発言もしてまいりました。今考えますと、まさにリスク評価とリスク管理、コミュニケーションというのがきちんと分かれていなかった。何となく一緒のときもあるし、分かれているときもあるしというようなことだったかと、今考えますとそこが見えてまいります。消費者の立場でできるだけの努力をしてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

岩淵総務課長 ありがとうございます。

続きまして、渡邊秀一専門委員でいらっしゃいます。

渡邊(秀)専門委員 日本生協連の安全政策推進室の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。全国の生協が食の安全という問題で長年自分たちの身近な問題ということでいろいろ取り組んできた。この3年ほど、やはりそういう意味では食品の安全というのは、個人個人がどんなに努力しても、それは限界がある。きちんと社会的なシステムということでリスク分析手法ということにつながるのですが、そういうシステムということをも日本でもきちんと確立しようではないかというふうな提起をして、国会にも請願をさせていただいて、1つは、今回食品安全委員会ができたというきっかけにもなったのかなというふうに思っております。

そんな中で、ここに集まっておられるようないろんな関係者、食品の安全というのは、消費者だけではつくれないし、生産者だけでもつくれない。流通業者も当然関与しなければいけないし、マスコミの協力も得なければいけないということ等、肌身に感じてきているところですので、今回きちんとこういう形で私どもも意見を述べさせていただくということで、よりよい方向に持っていきたいと考えております。微力ながら努力させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

岩淵総務課長 ありがとうございます。

続きまして、渡邊治雄専門委員でいらっしゃいます。

渡邊（治）専門委員 国立感染症研究所の渡邊です。よろしくお願いいたします。主に食中毒、特にO157、またサルモネラ、そのほかのいろんな細菌の食中毒関係の仕事をしております。その中で、特にどのような形で迅速にそういうものの、いわゆる大規模食中毒、そういうものを防げるかということの科学的観点から研究をずっとしてきております。そのような結果、行ってきました、そういう手法とか、そういうものことからいろんなことを感じてきておりますので、そういう事柄をこの委員会で生かせればというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

岩淵総務課長 どうもありがとうございました。ただいま14名の専門委員の皆様方に自己紹介をお願いいたしましたけれども、そのほか本日御都合により欠席でございますが、武見ゆかり専門委員、渡邊和夫専門委員の二人が企画専門調査会担当の専門委員として任命されておりますので、御紹介申し上げます。以上で16名の専門委員で構成するというところでございます。

なお、事務局員につきましては、お手元の資料の中に座席表が入っておりまして、座席表に載っておりますので、紹介に代えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

次に、本調査会の座長の選出をお願いしたいと思います。座長につきましては、後ほど説明いたします食品安全委員会専門調査会運営規程第2条第3項におきまして、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任するとされております。いかがでございましょうか。候補の方を御指名よろしくお願いいたします。

澤田専門委員 よろしいでしょうか。

寺田委員長 どうぞ。

澤田専門委員 澤田でございます。富永先生を座長に御推薦申し上げたいと思います。



近藤専門委員 私も富永祐民先生を座長に御推薦申し上げたいと思います。富永先生は、「健康日本21」の評価手法の検討会や「喫煙と健康」問題のような大変注目される検討会の座長を御経験され、また、現在は健康づくりの振興のお仕事をしておられ、この専門調査会のような幅広い分野の方々の御議論をおまとめいただくには最適任かと思ひまして御推薦申し上げます。以上です。

寺田委員長 ありがとうございます。ただいま、富永専門委員を座長に推薦するというお話がございましたが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございました。それでは、御賛同いただきましたので、座長に富永専門委員が互選されたということになります。それでは、富永専門委員、座長席の方をお願いいたします。

(富永専門委員座長席に着席)

寺田委員長 それでは、富永専門委員、座長としてご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

富永座長 富永でございます。先ほど座長に選出されまして大変身の引き締まる思いをしております。近藤委員が申されましたような、ベテランではございませんで、この種の仕事に大変不慣れでございますので、委員の皆様方によろしく御協力、御指導賜りたいと思っております。

この企画専門調査会は、先ほど寺田委員長が御説明になりましたように、食品安全委員会の専門部会、たくさん数があるそうでございますけれども、これの全体の活動計画を調整審議するという大変重要な委員会であろうと思ひます。今回、専門委員になられました委員の先生方とともに、食品安全委員会の方向づけという大きなテーマに取り組みたいと思ひます。なにとぞよろしく御協力のほどお願い申し上げます。

それでは早速議事に入らせていただきます。お手元の議事次第の議事の(1)、(2)、(3)は終わりましたので、(4)の「専門調査会の運営等について」に入りたいと思ひます。事務局から御説明をお願いいたします。

岩淵総務課長 それでは御説明を申し上げます。お手元の「資料一覧」と書いてあります厚い資料をお取りください。この中で1ページ目、資料1という部分でございます。

食品安全委員会専門調査会運営規程でございます。これは7月9日の食品安全委員会におきまして決定された規程でございます。この規程は、この専門調査会の設置、会議の進め方、あるいは議事録の作成などについて定めたものでございます。

第2条を御覧いただきますと、(専門調査会の設置)とございます。「委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く」となっております。まず、次に掲げるとされている部分でございますが、一号でこの企画専門調査会、二号でリスクコミュニケーション専門調査会、三号で緊急時対応専門調査会、この3つの専門調査会が設置されるということでございます。

そのほか、食品健康影響評価の実際の検討をお願いする専門調査会につきましては、別表ということになっておりまして、3ページをお開きいただきたいのですが、別表で、ここに合計13の専門調査会が掲げてございます。こちらの方は、食品健康影響評価の対象別に設置されているわけございまして、上の方から申し上げますと、添加物につきまして、食品健康影響評価の作業をお願いするところが「添加物専門調査会」でございます。以下、その対象ごとに申し上げますと、「農薬専門調査会」、「動物用医薬品専門調査会」、動物用医薬品につきましては、動物用医薬品が食肉に残留して人が摂取するということから評価をするわけでございます。それから「器具・容器包装専門調査会」、「化学物質専門調査会」、「汚染物質専門調査会」、「微生物専門調査会」、「ウイルス専門調査会」、「プリオン専門調査会」、「かび毒・自然毒等専門調査会」、「遺伝子組換え食品等専門調査会」、「新開発食品専門調査会」、「肥料・飼料等専門調査会」ということでございます。

以上で、評価関係が13ございまして、それから、先ほど申し上げました一号から三号に掲げてあります横断的な事項を調査審議する専門調査会3つ、合わせまして16の専門調査会を設置するということがここで決まっているということでございます。

第2項でございますが、「専門調査会は専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する」ということでございます。ここにお集まりの専門委員の皆様方には、本日付けで内閣総理大臣から辞令を出ささせていただきます。今、お手元に配布申し上げますけれども、併せまして、皆様方には企画専門調査会を構成していただきたいということで、委員長の挨拶にございましたとおり、指名書の方を封筒に入れて置いているというところでございます。それはこの規程に基づくということでございます。

それから、「3 専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」ということで、ただいま座長を互選いただきまして、富永専門委員に座長に御就任いただいたということでございます。

「4 座長は、当該専門調査会の事務を掌理する」。座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理す

るということでございますので、いずれ、また代理人の指名をお願いしたいと存じます。

それから、（専門調査会の所掌）でございます。第3条でございますが、「企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する」ということでございます。これも先ほど寺田委員長の方からお話ございましたとおり、当専門調査会につきましては、この規程に基づきまして、当面お願いする事項といたしましては、食品安全委員会の平成15年度の運営のあり方についての意見の取りまとめ、食品安全基本法に基づきます基本的事項に盛り込むべき事項についての意見の取りまとめ、この2つをお願いしたいということでございます。

それから、2項でリスクコミュニケーション専門調査会について所掌事務が書いてございますけれども、「委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する」ということで、リスクコミュニケーション専門調査会は明日発足予定でございます。

それから、「3 緊急時対応専門調査会は、重大な食品事故等緊急時における対応のあり方等に関する事項について調査審議する」ということでございます。既に発足をしております。

その次の4項は、先ほどの別表の説明でございます。

2ページをお開きいただきまして、（議事録の作成）。「専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする」ということで、「一 会議の日時及び場所」、「二 出席した専門委員の氏名」、「三 議題となった事項」、「四 審議経過」、「五 審議結果」ということでございます。

それから（専門調査会の会議）につきましては、「第5条 座長は専門調査会の会議を招集し、その議長となる」ということでございます。

また、「2 委員は、専門調査会に出席することができる」、この「委員は」と書いてございますのは、食品安全委員会の7名の委員のことございまして、この企画専門調査会につきましては、寺尾委員長代理と坂本委員が御担当といいますが、継続的に御出席をいただくということでございますが、本日は、寺田委員長、小泉委員、三上委員にも御出席をいただいているということでございます。

「3 座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる」ということでございまして、ここにお集まりの専門委員のほかにも、この調査会にお招きをして御出席をいただくということができるということでございます。

それから、「第6条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が専門調査会に諮って定める」ということをごさいます、既にこの規程、7月9日に施行しているということをごさいます。

御説明、以上をごさいます。

富永座長 どうもありがとうございました。ただいま専門調査会の運営に関して事務局から御説明いただいたとおりをごさいます。何か質問ございませんでしょうか。

まず、第一に、この専門調査会を公開するか、しないかということをごさいますけれども、先ほど事務局から御説明がありましたように、本日は第1回から既に大勢報道関係あるいは傍聴の関係の方が御出席をごさいます。最近の委員会、審議会などはほとんどすべて公開になっておりますので、本調査会も公開とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございませいか。

(「はい」と声あり)

富永座長 それでは、皆さん、御同意いただきましたので、この調査会は公開とさせていただきます。

岩淵総務課長 座長、よろしいですか。

富永座長 はい、どうぞ。

岩淵総務課長 ありがとうございます。先ほど委員会の公開について、資料2の部分、説明いたしませんでしたので、併せまして御説明をさせていただきます。これにつきましては、食品安全委員会の方で既に御決定いただいている事項をごさいます、委員会の方は「活動状況の公開について」ということで、「開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する」ということで、公開の方法については、報道機関の方に告知をするほかホームページに前もって掲載をするという方式をとっております。

それから、「会議の公開について」、「委員会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とする」ということをごさいます。現在までのところ、会議はすべて公開で行われております。

それから、「議事録等の公開について」をごさいます、委員会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産などが開示され特定のものに不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開する」ということをごさいます。

それから、仮に非公開で開催された場合ですが、「非公開で開催された会議の議事録の

公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する」ということでございます。

それから、委員会の「諮問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開について」でございますけれども、いずれも公開をするということですが、原則として公開するわけですが、同じことではございますけれども、「公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とする」ということでございます。

その他、「専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとする」ということになっておりますけれども、ただいまお決めいただきましたとおり、本調査会につきましても公開ということで、この規程に沿って進めていただくということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。もう少し、この専門調査会の運営のことについて議論したいと思います。先ほど事務局から御説明ございましたように、この運営規程の第5条第3項、「座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる」とあります。今回は16名の専門委員から専門調査会は構成されておりますけれども、この委員会は非常に守備範囲が広いものですから、16名ではカバーしきれないこともあると思いますので、その際は適当な専門委員の方などにぜひ御出席いただきたいと思いますが、それについてもよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

富永座長 では、皆さんの御賛同が得られましたので、そのようにさせていただきます。運営につきまして、何でも結構ですからどうぞ。今日は第1回目でございますし、御遠慮なく忌憚のない御意見あるいは御質問でも結構でございます。また、後ほど時間が……どうぞ、和田委員。

和田専門委員 ちょっと確認の意味もあって質問をさせていただきますが、先ほど会議の公開についての2項の非公開になる場合というのは了承しておりますけれども、この決定はどこがいたしますのでしょうか。

富永座長 事務局の方で御説明いただけますか。

岩淵総務課長 これは座長と御相談いたしまして、座長に決定していただくという考えでございます。

富永座長 わかりました。それでは私の方で決定させていただきます。大部分は公開になると思いますが、ほかにどうぞ、よろしゅうございますか。また、議題を済ませまして、最後に時間が残ると思いますが、そのとき、いろいろ自由に御意見をお述べいただきたいと思えます。

それでは、本日は、林裕造先生にお越しいただいておまして、食品安全におけるリスク分析の評価手法について、ただいまからお話をいただきます。

私、二十数年前から林先生を存じ上げておりますけれども、当時はリスク評価というのは何のことかさっぱりわからなかったのでございますけれども、林先生から、かんで含めるように何回も何回も食品だけでなくいろんな化合物等のリスク分析、特に人体への影響、どういう考えで、どういう方法でリスクを評価したらいいかということをお教わりました。本日はこの専門調査会をほとんど素人と考えて、わかりやすく林先生から御説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

林講師 ただいま御紹介いただきました林でございます。本日は講師にお招きいただきましてありがとうございました。大変光栄に存じております。

(パワーポイント映写)

食品安全におけるリスク分析手法の導入について

御依頼いただきました演題は、ここにありますように、食品安全におけるリスク分析手法の導入について」というのが演題でございます。リスク分析、リスクアナリシスというのが正しいのだと思うのですが、**「リスク分析」**の方が日本語らしいので、その後も**「リスク分析」**と使わせていただきます。

そこで化学物質によるリスクを中心に食品安全行政においてリスク分析手法を導入することがどういう意味があつて、どういう必要性があるかということについてお話しさせていただきます。病原微生物のリスクは今回は触れないことにいたします。

一口に言ひまして、従来の食品安全行政とリスク分析手法が導入された場合の食品安全行政との間にどのような違いがあるのか、あるいはどのような違いがなければならないのかということをお述べさせていただきます。

新しい化学物質を食生活に取り入れる際に用いられてきた安全性対応の手順

新しい化学物質を食生活に取り入れる際に、従来用いられてきた安全性対策の手順を考えると、この2つがあると思えます。

第1番目は、科学的データに基づいて、その物質がどのように、どの程度に安全/有害

であるかを評価するということ。これがリスクアセスメントでございます。

次に、そのリスクアセスメントの結果に基づいて、安全性確保の立場から適切と判断される基準／規制（行政施策）を定め、それらの実施を社会に定着させるということ、これがリスクマネジメントであります。

このように考えますと、これまでの行政手順でも、特に問題はないのではないかと思えるのですが、よく見ますと、これだけではいろいろな欠陥がございます。第1に、従来リスクアセスメントの専門研究者と行政担当者（リスクマネージャー）の共同作業で全体の仕事が行われていた。そういたしますと、マネジメント・管理の面が表に出しますので、どうしてもリスク研究者の専門性と中立性が損なわれるおそれがあります。

第2に、リスクアセスメントの結果がどのように管理の方に伝達されたか、反映されたかということが伝えにくい、いわば透明性に欠けるということも問題です。とにかく最終結論だけの伝達に終わることが多いのが実状です。

第3に、行政的措置／規制が固定したものになってはならない。それらの有用性を調査して必要に応じて見直す仕組みがこの中には組み込まれていなければならない。言うなれば、これまでの手順では発展性に乏しいということです。

これをよく考えてみますと、このように問題は色々ありますが、つきつめてみると、リスクコミュニケーションが徹底していなかったということがその背景にあったのではないかと考えております。

#### リスクアナリシス（リスク分析）とは

リスク分析の手法による食品安全の行政とはどういうものかということですが、その前に、リスク分析とは何かを御説明させていただきます。これは先ほど申しましたリスクアセスメント、リスクマネジメント及びリスクコミュニケーションを含めた総合的なリスク対策として1995年にFAO/WHOの共同専門委員会が提案した概念でございます。これを用いますと、やはり専門性、中立性、透明性、発展性を確保する上に非常に役に立つと思います。なお、発展性は原文にはなく私自身が追加した言葉です。

この報告書（95年）は、いろいろな総説に紹介されておりますけれども、ぜひ原著をお読みいただきたいと思っております。

#### リスクアナリシス手法による食品安全行政の原則（1）

リスク分析手法による食品安全行政を行う場合、2つの原則がございます。

第1番目は、リスクアセスメントとリスクマネジメントは機能的に分離されていなければならないということでございます。日本政府はリスクアセスメント担当委員会を独立した組織、安全委員会として内閣府に設置したということは、この第1原則を満足させるための画期的な措置であると思います。その意味で、食品安全委員会はこの基盤の上に食品安全行政にとって本当に役立つ活動を能率的に進めるための運営を慎重に、そして大胆に実施していくということを私は期待しております。

そのためには、第1に、リスクアセスメントの科学的な専門性、中立性を保つために専門調査会の構成についての十分な配慮が必要であります。

第2に、リスクアセスメントに関連する専門調査会をあまり細分化しないで、科学的に広い立場から評価する体制をとることが大切だと思います。細分化しすぎますと、評価の対象物質の使用目的に関連するいろいろな管理の問題が表に出てくるために科学的評価の中立性が妨げられるおそれがあるというためでございます。安全委員会の専門調査会は、やはり関連省庁の部会から形式的に独立しているだけではなくて、機能的にも違ったものだという事を明確に示す必要があると考えます。省庁の部会と安全委員会とが同じような委員会で安全性をダブルチェックするというだけではやはり十分ではないのではないかと私は考えます。

#### リスクアナリシス手法による食品安全行政の原則（2）

第2の原則、これはリスクアセスメントとリスクマネジメントはリスクコミュニケーションを通じて相互に影響しあえる関係になければならないことであります。

そのためには、食品安全委員会の専門調査会の委員は、必要に応じてぜひとも関連省庁の部会に出席して、リスクアセスメントの結果をリスク管理、すなわち行政施策措置に適切に反映させるための意見交換をすることが必要だと考えます。

#### リスクアナリシスの枠組み

以上、まとめてみますと、第1に、リスクマネジメントとリスクアセスメントが機能的に分かれていなければならない。第2に、リスクアセスメントの結果が適切にリスクマネジメントに取り込まれて施策がつくられて、その施策・措置が実施される必要があります。それだけではなくて、第3に、その施策・措置、実施された施策・措置が常にモニターされて、必要に応じて見直しをするというシステムが伴っているということです。更に、このようなサイクルがリスクコミュニケーションで裏づけられているということ、これがリ



スク分析の枠組みと考えるよろしいと思います。

#### リスクアセスメントの手順

ここで安全委員会の主業務であるリスクアセスメントについて少し詳しく申しますと、リスクアセスメントは有害性確認、有害性特定、曝露評価、リスク判定という4つの手順でもって進められます。細かいことは省略しますが、大事なことは、有害性確認、有害性特定、曝露評価、この3つの段階での情報をもとにして、日常の摂取条件、曝露条件で対象とする要因の人に対するリスクを判定する、これが最後に行われるわけです。

この最初の3つの段階については、国の考え方も消費者もあまり変わることはありません。これに基づいて、人のリスクをどう判断するかという最終的な段階、これが非常に重要なのです。ここでしばしば人によって結論が変わってきます。

リスク判定の段階で、リスクアセスメントの担当者は、これまでの科学的な知識と経験を全部集めて、そこで最終的な判断をするということになります。

先ほどこの判定を基盤に、各省庁の部会は、その物質が特定の目的に使用される際の行政施策・措置を考えるわけです。この管理には科学以外の様々な要因が絡んでまいります。従って、管理に関する科学以外の要因を強く押し出しますと、このリスクの判定の中立性が保てなくなる。

そういうことで、専門調査会はあまり細分化しない方がいいのではないかと申しましたのは、リスクアセスメントの担当者は、科学的立場からできるだけ広い視野で評価を行うべきであるということ。それから、科学的評価の中立性を妨げるような要因、これは心理的要因、プレッシャーも含めて極力避けた方がよいというためであります。

#### 納得のいくリスクアセスメントの条件

では、納得のいくリスクアセスメントとはどういうものかといいますと、これはFAO/WHOのリスクアセスメントの会議に12年間出席させていただいた感想ですが、対象とするリスク問題についての科学的な検討が専門性を重視して、中立的立場から透明性のある手続で実施されていること、これが納得のいくリスクアセスメントの条件であると思います。

#### リスクマネジメントの原則

リスクマネジメントは今回はよろしいのですけれども、その原則を申しますと、これ

は、1) 消費者の健康保護を優先する。2) リスクアセスメントの結論を適切に反映させる。3) 透明性を保つ。4) リスクマネジメントで決められた施策/規制は固定したのではなく、新しい知見が得られれば再検討が必要であるという4つの事項で、これは1997年にコーデックスから出た報告書の引用であります。この報告書についても、原著をぜひ一度お読みいただきたいと思っております。

#### 何故リスクアナリシスなのか(1)

次に、なぜリスクアセスメントが必要なのかということを考えてみます。これは先ほどどなたかおっしゃっていますけれども、食品の安全を保証するためには、生産から流通、消費までの全過程についての慎重な検討が加えられなければならない。

そうなりますと、これらの過程の中でやはり見解の相違に基づく問題がいろいろ発生してくる可能性があります。当然利害関係者間の見解の相違、あるいは関係省庁間の見解の相違ということ。あるいはWTOなどを通じまして、国際的ないろいろな意見の相違も出てくる可能性もあります。ですから極端に考えますと、食品の安全問題というのは、国内のあるいは国際的な政治課題にも発展する可能性がある。

そういたしますと、このように複雑で多岐にわたる問題の解決には、やはりリスクコミュニケーションに裏づけられたリスクアセスメントとリスクマネジメント、言うなれば、リスク分析の導入による組織的な対応が必要不可欠であるということです。

#### 何故リスクアナリシスなのか(2)

次に先ほど事務局からの説明にありました緊急時の問題の対応について考えてみます。そのような問題の場合には、やはり「問題が起きなければ大丈夫と考えよう」あるいは「問題が起きてから考えよう」というようなスタンスは誤りである。やはり「安全が確認されるまでは安全とは言えない」という立場を採るべきである。これは当然でございます。

しかし、この場合には、安全性をいかに確認するかということが非常に大きな問題でありますけれども、その安全をどういうふうに確認するか。説得力のある安全性の確認の方法は、やはり一般の人々がすべて参画できる、いろいろな人々の意見が採り入れることができるようなリスクアナリシスの手法が最も適切な方法であると考えられます。

#### リスクアナリシスを普及させるための緊急課題

次に、リスク分析を普及させるための課題、これをいくつか考えてみたいと思います。

リスク分析というのはすべての分野の人々の参画によって行われる1つの方法でございますので、リスク分析に使われる用語を共通に理解することが大前提になりますので、これはぜひ食品安全委員会としては、この用語を理解するための用語集のようなものを出版されることをお勧めいたします。

第2に、役に立つコミュニケーションの方法をつくり上げること、役に立つコミュニケーションを行う場を提供するということ。

第3番目、いろいろございますけれども、リスク分析が必要となる課題は処理しきれないほどたくさんあると思いますが、適切に処理するためには重点順位をつかって評価の効率化を図ることが大切だと思います。例えば、食品添加物についての評価を行うということ考えた場合に、新規食品添加物については、リスクアセスメントの段階から慎重な評価を行わなければならない。しかし、JECFAで評価済み、ヨーロッパ連合、アメリカで許可されている食品添加物、このような場合には全く別の考え方で、JECFA、ヨーロッパ連合、アメリカで実施された評価の方法と考え方が妥当であると考えられれば、なるべく早く関連省庁のリスクマネジメントの部会に移すということが適切であると思います。

#### 国、企業と消費者間の溝

最後に、食品安全委員会に対して消費者が求めている重要な問題を取り上げます。国、企業と消費者の間には深い溝があります。それを少しでも埋めていくためにはどうすればいいかということが大切です。その問題も1つが、安全と安心の問題でございます。これは一般に国と企業が求めるものは、科学的な根拠による安全であって、消費者が求めているものは、心の状態としての安心である。ここで安全と安心というのは、異なった概念だから合意点が見出せないのは当然だと考えられております。この考えは、いかにも正しいように思えますけれども、根本的な誤りがあります。

よく考えてみますと、科学的根拠によって示された安全が、安全として受けとめられれば、心の状態として安心が生まれてくるのです。示された安全の根拠が、安全として受けとめられなければ、絶対に安心は生まれてこない。

そういたしますと、示された安全の根拠が、なぜ安全として受けとめられないかというのが問題になります。突き詰めて言いますと、やはりその根底には不信感があるのではないかと考えます。この不信感の回復、非常に難しい問題ですけれども、食品安全委員会は、その置かれた立場、組織体制の規模、あるいは許されている権限から考えて、もし適切に

効果的に能率的に運営されれば、1つ1つの活動によってこの不信感の回復にもつながるのではないかと私は考えております。

(パワーポイント映写終了)

その意味で、私は消費者の一人として、食品安全委員会が目的に沿った、役に立つ活動を続けられることを期待しております。

どうもありがとうございました。

富永座長 林先生、どうもありがとうございました。大変難しい問題をかんで含めるようにわかりやすく御説明いただきました。特に先生が最後のスライドでお示しになっているように、私などは漠然と安全と安心を混同していましたけれども、実に明快に科学的な安全と消費者側の心の状態としての安心、それがあつたということを御指摘になりました。このギャップをできるだけ今後は埋める必要があるかと思ひます。

先生は大変わかりやすいスライドを使って御説明になりましたけれども、特に私が感銘を受けましたのは、お手元の資料で4ページ、4枚目、食品安全行政の原則(1)のリスクアセスメントとリスクマネジメント、これは機能的に完全に独立していなければいけなひ。そういう観点からすると、今回内閣府に設置された食品安全委員会は、完全にそれぞれの省庁と独立した機関であるということ、大変この位置づけはいいという御判断でございました。実際にいろいろなことを実行する関係省庁との間で、あまり1対1の関係にならないように中立性を保っている必要があるという御指摘がございましたし、また、9ページになりますと、リスクマネジメントの原則が述べられておひまして、まず第1に、消費者の健康保護を優先、リスクアセスメントの結論を適切に反映させる、透明性を保つ等々、大変重要な御指摘がござひます。

最後に11ページも大変重要な発言をされました。特に「何故リスクアナリシスなのか」ということについて、まず、先生のお考えとしては、「安全が確認されるまでは安全と言えない」という立場をとるべきであるという御指摘がござひます。

先生は大変わかりやすく御説明いただきましたけれども、私もまだ完全に理解しているとは思ひません。どうぞ、委員の皆様方もせっかくの機会がござひますので、林先生に直接何かわからないことがあれば御質問いただひたいと思ひますし、また、異なつた意見がござひましたら、お述べいただひたいと思ひます。どうぞ御遠慮なく。

寺田委員長 よろしいですか。

富永座長 どうぞ。

寺田委員長 頭悩ましているのが、実はここの専門調査会を含む企画、リスク、緊急時

などの3つの専門調査会ではなくて13の評価専門調査会がございますね。例えば添加物、BSEではプリオンの問題を扱う専門調査会です。省庁のマネジメントの部分とこちらと別個の人間がやるべきだというのは絶対そうだと思います。ところが情けないことに、これは私らの生物学とか医学も含めまして携わってきた者の責任ではありますけれども、食品の安全に関する科学者、専門家がいらないんです。いないというのは失礼になりますが、どうしても数が少ないものだからオーバーラップしちゃうんですね。これをどういうふうに独立性を保ちながらやっていくか。例えばプリオンの場合なんていうのは、指を数えたら、これだけの先生しかいないということになります。そういうのをどういうふうにしてやっていくかというのは大変頭を悩まして、それなりにオーバーラップしないよう専門委員の先生方を選んだつもりなのですが困難な領域があります。これからもそういう非常に大事な部分の科学者を増やしていくことと同時に、現状ではどういうふうにしたらいいかということに関しまして、林先生の、今の状態でどうしたらいいかという御意見がもしおありでしたら、お教えてください。

林講師 非常に難しい問題だと思うんですね。ただ、大事なことは、リスクアセスメントとマネジメントを機能的に分離させるということで、専門委員の所属が単に別々のものでなければならないということではないんですね。機能的に分離するということの意義と範囲をきちんと決めればいいわけですね。それが1つ。

もう一つ、現在の所、食品安全委員会ではできたばかりですから、それがどういう機能を持っているかが具体的に理解しにくい。消費者も、食品安全委員会が評価しただけではなくて、各省庁の専門部会が評価しないとなかなか納得できないという面もあると思います。しかし、この問題は、時間とともに食品安全委員会が実績を上げていけば、この部分については食品安全委員会に任せるべきであるというような各省庁との役割分担についての理解が消費者の間にもできてくると思います。そうなりますと、現在の部会の中の専門委員のいくつかのかなりの部分は食品安全委員会に移ってもいいということにもなります。

1つ言えますのは、WHOとFAOが共同でやっているJECFAは、リスクアセスメントのための委員会で、委員のすべてがサイエンティストです。一方、行政に直接関係するのはコーデックス委員会ですね。これは専門家は割合少ないわけです。それでも両者の間はうまくいっている。いずれ安全委員会の具体的な活動が明確になり、関連の理解が得られるようになれば、寺田先生の御心配は解決するのではないかと思うんですね。ただし、それは食品安全委員会が実績を上げるということが前提なんですね。

そういう意味で、私は寺田先生他、委員の先生方のこれからの活躍を期待しております

ので、よろしくお願いたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。企画専門調査会の専門委員の先生方、よろしくお願いたします。

富永座長 ありがとうございました。山本委員、どうぞ。

山本専門委員 これはリスクの判定の方法と優先順位の決め方というところとつながってくるのだと思うんですけども、1つの事例を挙げますと、食品添加物と農薬と動物用医薬品、これを3つを比べたときに、それぞれのものについてのリスク判定はなされるのだろうと思うんですけど、どっちが大きいのだと、どっちが優先順位なんだというところをどういうふうに考えたらいいのか。これはマネジメントの問題なのか、コミュニケーションの問題なのか、そこのところはどういうふうに見ておいたらよろしいのでしょうか。

林講師 リスクアセスメントというのは、これはどのような使用目的であるとしても、科学的に判断しなければならない1つの考え方があるわけですね。ですから、先ほど先生がおっしゃったような分類は、これは部会が中心になるべきではないかと思うんですね。ただし、当然アセスメントでも、ただやりっぱなしというのではなくて、もし、これが食品添加物として使われるならば、あるいは動物用医薬品として使われるならば、当然考えなければならないような事項がありますが、それについては科学的な判断をつけ加えるという程度にして、最終的な判断は各省庁の部会が行うというのが一般的なやり方ではないかと考えております。

富永座長 ほかに、どうぞ。

飯島専門委員 13ページの「国、企業と消費者間の溝」というところで、「消費者が求めているものは「心の状態としての安心」とありますね。一番ここが大切だと私は思うんですよ。次に書いてある中で、「合意点が見出せないのは当然という考えは間違い」とありますね。これを具体的にもう少し深く教えていただきたい。

林講師 これは実は非常に大きな問題です。国あるいは地方自治体が安全性についての情報を流すときに、その安全性の情報が理解を得るためには十分でない例が多いように思います。どんな情報でも一緒ですけども、情報というものは2つの側面があるんですね。1つは形式的な側面、これは記号や数値であらわせる情報、例えばメチル水銀の、この魚の中に濃度はこうですよというのは形式の情報なんですね。それから、発がん物質で10のマイナス6乗のリスクはこうだというのも形式の情報なんですね。ところがこれだけではその内容は何もわからない。大事なことは、情報のもう一つの側面、それにどういう意味があるか。例えば、10のマイナス6乗の発がんのリスクというのはどういう意味があ

るかということについての情報です。情報は、これら両側が伴っていないとわからないですね。

今まで私いろいろ国とか自治体が流している情報を見ますと、形式情報は十分流すのだけれども、それがどういう意味があるかという情報は余り流さないですね。そういうことで、これは安全だと言ってもなぜ安全かということの理屈というか、背景が知らされてないから、これはわからないですね。例えば10のマイナスの6乗のリスクというのは、これは富永先生から見れば実質的に安全ということですが、消費者は100万分の1の人に起こるのだと、そういう危険なんだと理解します。ですから、これだけの情報では、安心が生まれてこない。しかし、10のマイナス6乗のリスクの値、実質安全量というものが、こういうふうな目的で、こういうようなプロセスでつくられたのだということがわかれば、消費者の方はわかっていたいただけるはずです。要は、情報を適切に流すことです。

富永座長 ありがとうございます。

寺尾委員 この食品安全委員会というのは科学的で中立の立場で物事を判断しろと言われているのですけれども、林先生の5ページの「リスクアナリシス手法による食品安全行政の原則(2)」というところに、リスクアセスメントとリスクマネジメントはリスクコミュニケーションを通じて相互に影響しあえる関係になければならない」というふうに書かれているのですけれども、ということは、この委員会で科学的中立の立場で判断するとしても、ある程度マネジメントのことまで配慮をして判断を下すべきなのか、あるいは純粹にこれは科学的にこうだと後はそれをどういうふうにとって、実際に行政とマネジメントがやりやすいようにしていくのは、それは行政の問題というか、マネジメントの問題であるというふうに判断するのか、そこがちょっとわからないので、相互に影響しあえる関係というのはどういう意味なのかということをもう少し御説明いただけますでしょうか。

林講師 これも大事なことです。アセスメントは純粹に科学的でなければならぬということですが、同時にそこで科学的な判断は行政に正しく反映させなければならぬということも大切です。先ほど第2の原則のときに、食品安全委員会の委員は部会に出席して、そこで判断をどう行政に伝えるかを意見交換を行うべきであると申しましたが、そこが1つのポイントですね。もう1つは、そこで行政の施策・措置が決まってそれが実施された後、実施された措置・施策が妥当であるかどうか、本当に有用であるかどうかということのモニターをしなければならぬ。モニターされた結果、これは見直した方がいいのではないかと判断されたときには、今度はマネジメントの方からアセスメントの方にまた情報が流れて、そこでまた1つの意見交換が行われるということになります。ですから最初の

部分は、アセスメントの側からマネジメントへの働きかけ。最後に述べましたのは、マネジメントの観点からアセスメントの働きかけということになります。

先生、ぜひ、ここに持ってまいりましたF A O / W H O コンサルテーション、97年の「リスクマネジメント・アンド・フード・セーフティー」というレポートがありますが、これはその点を詳しく書かれてありますので、ぜひ先生お読みいただきたいと思っています。お読みになっていらっしゃいますか。

寺尾委員 全部読んだという記憶は.....。

富永座長 よろしゅうございますか。どうぞ、ほかに。

和田専門委員 12ページの「リスクアナリシスを普及させるための緊急課題」の一番初めに、「使われる用語の共通理解」というところがありまして、例えばで、「安全係数(SF)」という書き方してございますけれども、一般の消費者まで含めて、できるだけSFというのは安全係数なのだということを理解し、覚えていきましょうということなんでしょうか。と申しますのは、今の、特に安全性なり科学的な文章が出てまいりますと、カタカナが多くてわかりにくいという意見がいつでも出てまいります。それで、なぜ安全係数でいけないのかなというところをちょっと伺いたい。

林講師 安全係数を例にあげた理由は、つい1カ月ほど前に、ある学会に呼ばれて、話をさせていただいた折に、かなりの先生が、安全係数と不確実係数について誤解されていることに気付いたからなのです。安全係数や不確実係数は、リスクのアセスメント、リスクマネジメントの基本の問題ですから、理解していただかないと困るのです。

私はすべての方にわかってほしいというのではないんですね。やはり各分野でその代表をされている方は、これをわかっていただいて、共通に理解していただくということが大事だと思います。私の事を申しますと、現時点では、リスクアセスメントとリスクマネジメントということを一応は理解はしているつもりなんですけれども、理解に当たって、私自身の専門ではない所について寺尾先生には随分教わったし、富永先生にも随分教わっているんですね。やはりそういうぐあいにして、いろいろな専門の方々から、そういう情報をいただいて、やっと理解できたということだと思っんですけれども、しかし、共通の言葉がわかっていないと情報の交換ができないし、従って、理解も出来ません。

SF、UFというのは国際的によく使われているので書いたのですが、これだけではない、たくさんの用語があります。これを正しく理解していくことがリスクコミュニケーションの前提になると思います。そのためには食品安全委員会が用語集なり解説書をつくるということは必要ではないかと思ひます。



富永座長 ありがとうございます。大変重要な御指摘でございまして、この種の委員会ではえてしてカタカナ用語（専門用語）が交錯しますけれども、お互いに十分理解しないととんでもない誤解を生ずるおそれもありますし、こういうリスクアセスメント、リスクマネジメントにするグループだけでなく、一般消費者との間に大きなギャップが生ずるおそれがありますので、できるだけそのようなカタカナ用語、四文字漢字でも、かんで含めるように、だれでもわかるような翻訳が必要だと思えますね。ですから、ぜひ事務局でこういう用語の解説集をつくりましますけれども、先生は大変御専門であられますので、また、そのときはぜひ御協力いただきたいと思います。

ほかにどうぞ。

私の方から1つ御質問ですけれども、先生はリスクコミュニケーションというのを主としてリスクアセスメントグループとリスクマネジメントグループとの相互乗入れみたいな感じ、お互いの立場を守りながら、これをお考えのようですけれども、さらにリスクコミュニケーションとは言えないのですけれども、リスクマネジメントをやるグループからの消費者までの情報の伝達、このコミュニケーションも大変重要と思うのですが、そういうのはリスクコミュニケーションに入っていないですね。

林講師 リスクコミュニケーションの中で一番重要なのは、実は消費者の方々と行政、生産者の方とのコミュニケーションだと思います。今日は、アセスメントとマネジメントの関係を述べ、時間の関係でその点はやめたのですけれども、今、私が現在東京都の安全情報評価委員会に関係しておりますが、そこでは消費者（都民）とのリスクコミュニケーションを重視した仕事をさせていただいております。

富永座長 ありがとうございます。どうぞ、ほかに御質問ございませんか。

では、林先生、大変有用な貴重なお話をいただきまして本当にありがとうございました。今後ともまた御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、林先生のお話を終わりにして、あと、また各委員の先生方からいろいろな御意見など賜りたいと思います。あと、30分ぐらい時間が残っておりますから、冒頭に各人の自己紹介、簡単な抱負などを述べていただきましたけれども、改めて何か御意見あるいは抱負ございましたら、お一人せいぜい1～2分ぐらいの時間で述べていただきましたら幸いです。それでは、もう一度、飯島委員からお願いいたします。何かございましたらどうぞ。

飯島専門委員 先ほど、林先生の御講演について、質問させていただきましたが、国と企業と消費者の溝を埋めるということが重要だと私は思うんです。小耳に挟んだことで

が、ここで言っているかわからないんですけども、例えばハンバーグに関する話があります。鶏肉の中に牛の血を入れて、かき混ぜる。そうすると、そのハンバーグの実は牛肉のにおいがすると。数値とかそういうもので見えないことがありますよね。

安心とか安全、そういうものはどういうところで議論がなされるのかと思ひまして、その辺が先ほどの先生の資料13ページの中にある不信感ということだと思ひますので、心の状態の安心というのは、一回何か不信が起きるとずっと継続して、いつまでも不信がとれない場合があります。このような問題をこの場で議論するのか、あるいは、どこで行うのかということだと思ひます。

林講師 一回適切に対応したからといって、不信感がとれるものではないんですね。不信感はずいぶん長い期間で徐々に積みあげられたもので、取り除くことは難しい。先ほど私が申しましたように、不信感を少しでも軽減することのできる組織というのは、これは私食品安全委員会だと思ひます。しかし、食品安全委員会が、一回いいことやったというのでは不信感はずいぶんとれないです。やはり食品安全委員会が、実績を積み重ねることが大切です。積み重ねによって不信感がだんだん軽減していくと思ひます。これからの何カ月、何年ということの食品安全委員会の実績だと思ひます。それをする方法というのは、それにかかっているのではないかと。

それで、先ほどから寺田先生、よろしくということをお願いしているわけです。

富永座長 ありがとうございます。あまり時間がそれほどございませんので、特に強制的ではございませんので、この際、ぜひ一言、言っておきたいということがございましたら、どうぞ御遠慮なく意見をお述べくださいませ。伊藤委員どうぞ。

伊藤専門委員 すいません。先ほど所属する企業の名前を申しおくれました。小売流通の代表ということでこの仕事をさせていただいています。イトーヨーカ堂で品質管理、QCという言い方をしていますけれども、今あまり皆さんによく伝わらないようで、クォリティー・コントロールから来ているんですけども、食品の品質管理を担当させていただいています。もう三十数年勤めておりますけれども、新入社員のときに奇しくも精肉部門に配属になりまして、2000年の9月からこの仕事を受け継いで、すぐBSEの問題にいろんな部分で経験をさせていただいています。

先ほど消費者といひますか、お客さんの「心の安心」という部分がありましたけれども、先ほど申し上げたように、本当に具体的な事例は腐るほど持っていますので、その辺をぜひともこの会議の中で生かしていきたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

富永座長 ありがとうございます。内田委員、何かございましたら、どうぞ。

内田専門委員 委員会への希望といえますか、簡単に意見なのですが、やはり消費者の委員会への入り口、出口というのは、食の安全のところのホームページだと思うのです。ホームページは現在のところ日記形式でどんどん積み重なっているのですが、見やすいのですが、ちょっとインパクトがないといえますか、現在話題になっていることを前面に取り上げたり、あとわかりやすい言葉でメールマガジンを発信するとか、そういったことを今後考えてと思います。

富永座長 大変結構な御意見だと思います。私も賛成いたします。近藤委員、どうぞ。

近藤専門委員 私も長い間、現場におりまして、きょうのような林先生のこういうリスク分析についての原点のようなものを御教示いただきまして誠にありがとうございます。やはりこういうことの積み重ねといえいいですか、社会に対する生産者側がいかにか優秀なものをつくっても、また、今回いろいろと問題起こしましたけれども、やはり大方の生産者というものがいかにか今は消費者のために命がけで頑張っているという現実があります。そういう意味合いでは、いろいろとコミュニケーションを大事にして、この食品安全委員会が食品安全、そして安心委員会とか言われるような方向に行きたいなと今つくづく思っておる次第です。以上です。

富永座長 ありがとうございます。澤田委員、何かありましたらどうぞ。

澤田専門委員 私、遺伝子組換えの委員会です。いろいろと議論を聞いておりまして感じておりますことも2つほど申し上げたいと思います。1つは、国民の安心を得るという意味で、科学的な評価では間違いのないのしょうけれども、やはり不安が残るということがあります。それは実際に人で疫学的な市販後の調査がなされていないというのが1つ原因ではないかと思っておりますので、それをどこかでぜひやっていただければありがたいなというのが1点。

それから、もう一つは、いろんな国際的にも国内的にも非常な勢いで新しい食品の開発がどんどん進んでおりまして、安全性評価をどのようにすればいいかというむしろ対応も遅れ気味であるということがございます。そういった新しい食品の安全性評価をどういうふうに評価していくのかというのを前向きにあらかじめ早めに準備しておく必要があるのかなと思っておりますので、こういう点も御提言いただけたらというふうに感じております。以上です。

富永座長 ありがとうございます。それでは、波多野委員、何かございましたら、御遠慮なくどうぞ。

波多野専門委員 今、林先生にお話をいただきましたリスクアナリシスの方法、大変興味深く拝聴しました。先生のお話の中でも出てきたのですが、関連省庁のこのような食品安全にかかわる専門部会とこの食品安全委員会の中の専門調査会がどのように今後かわっていくのか、そういうところが多分消費者にとってすごくクリアーじゃない部分なのだと思うんですね。その辺をどういうふうに解決を我々がしていくかを考えなければいけないのだと思うのですが、どのような解決策を考えて、今頭の中でプランとしてあるのかとか、もう一つは、今も澤田先生からおっしゃられました消費者の方とどうやって安全情報をシェアしていくかということは今後考えていかなければいけないなというふうに思いました。

富永座長 ありがとうございます。それでは羽生田委員よろしくお願ひします。

羽生田専門委員 今のいわゆるリスクアナリシスということで、はっきりした原因といいますが、そういったはっきりしたものについては比較的話がスムーズに行くのだと思うのですが、先日、初めてはっきりしないけれども、販売停止という処置がとられた。そういったときにその処置をとったその後をどうするのかというところが非常に私気になってしょうがない。国が責任を持って、その後をするのか、あるいはメーカーサイドが何かしらの証明をしなければならないのか、どういう形でその後が進んでいくかというところが、本当は安全だったということもあり得るわけですし、やはり原因の物質だったということもあり得るわけで、その後の、今回の処置自体は間違いではないと思うのですが、安心を得るふうに出るのか、その後の処置をどこが責任を持ってやっていくのかというところが非常に気になっているところなので、今でも結構ですが、もしわかれば教えていただきたいと思っています。

林講師 先ほど私は行政が措置を出した場合、それをモニターして、必要あれば見直しをしなければいけないと申しました。リスク分析の手法というのは、その見直しをするということが組み込まれている手法なんですね。今までと違って、モニターによって施策/措置が妥当でない判断されれば、国がまた考えなければいけないことになります。何よりも大切な事は、食品安全委員会の機能と役割に、消費者も関連省庁も安全委員会自身も良く理解し、慣れ親しむことがまずすべての前提だと思います。

梅津事務局長 座長、よろしゅうございますか。

富永座長 どうぞ。

梅津事務局長 今、羽生田委員から御質問のあった点は、アマメシバの件ではないかと思ひます。きょうお配りの資料の7ページの真ん中辺に食品健康影響評価の具体例として

その経緯を若干触れております。それで、今、羽生田委員から御指摘あった、その後、どうしたのか、あるいはするのかという御指摘でございますけれども、1つは、この判断に至った事実関係として、マレーシアにおける利用の実態、台湾における事故の報告がございましたので、今、その両国における実態について引き続き情報を収集しておるところでございます。

併せて原因物質、医学的機序は御指摘のようにはっきりしておりませんが、動物実験等でその事実関係を解明できないかどうか、今具体的に検討している最中でございます。以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。それでは、次に福士委員にお願いいたしますけれども、私などよく研究発表しまして、それについて新聞記者から取材を受けることがありますけれども、私もえてして難しい言葉使ってしまうのですけれども、記事を拝見すると実にわかりやすく的確に説明されていることが多く、時どき感服しております。リスクコミュニケーションでも専門家集団のいろんな立場の人のコミュニケーションだけでなく、消費者とのリスクコミュニケーション、これは大変重要でございまして、そういう意味では、報道機関は通訳、翻訳者のような立場もあるし、適正に的確な情報を伝達するという意味では大変期待しておりますので、私の期待も込めて何か御意見がありましたら。

福士専門委員 あまり期待されると……ただ、今、まさに先ほど用語の問題について多少お話がありましたし、言葉の問題というのは非常に重要になろうなというふうに思いました。今、新聞紙上でカタカナ語を極力なくしていこうとしております。国語審議会の方の見直しもありましたけれども、かなり増えすぎてしまったということで見直しをしております。そこまでしなくてもいいかなと思うようなものもなるべく漢字、平仮名で書きましようということで、そういう中でリスクコミュニケーションなり、リスクアナリシスという言葉がこうやって出てきて、それはまだまだ本当に消費者に理解はされていないと思います。私自身もまだ理解していないと思います。

単にカタカナだから英語だからということではなくて、その意味する内実みたいなものがまだまだがちりみんなで話し合われてないと。消費者の側に届いていないと感じます。あと、それから専門家の方にとって専門的な言葉というのが、必ずしも一般生活者にとって理解ができることではないということもございます。ですから、こういういろいろなお立場の方がいらっしゃる場ですから、その辺、忌憚なく、わからないことはわからないというふうなことで議論していければと思います。

あと、消費者も非常にいろいろなタイプの消費者、幅は広がっていて、二極化という

ような言い方されていますけれども、もしかしたら三極化かなと思うときがたまにあります。まず、非常に意識が高く、知識がある層。それから、先ほど先生おっしゃっていたように、心の状態としての安心を求めているのだけれども、まだ、自分がどんな情報を求めているのか、どんな知識を求めているのか、ぼんやりしている層。あと、もう一つ、安全・安心も何も特に関心がないという無関心層が非常に増えているのではないかと。この三極化の問題が実はこれからすごく大切になってくるなというふうに思います。

富永座長 貴重な御意見ありがとうございました。門傳委員、どうぞ。

門傳専門委員 運営にかかわることになると思うのですが、ここの委員会で全部網羅するというのは当然無理なわけで、さらに農水とか厚生労働省でいろんな委員会とか研究会で共同会議とかあるわけですね。さらにはここの食品安全委員会の中にもほかの調査会があるのですけれども、そういったものの例えば出席するというだけでなく傍聴するとか、そういったことが可能なかどうなのか。または資料請求ですとか、そういったものが、実際我々がどこまで事務方をお願いした場合できるのかどうかということを確認したいのと、恥ずかしいんですけど、この食品安全委員会のこの委員を拝命したわけですが、任期というのがあるのか、ないのか。ちょっとこれが見当たらないので、委員長から任命ということになっているのですけれども、一体これは何年、一生やるものなのか、その辺も何かあるのでしたらお知らせいただければありがたいですが。

富永座長 2つの質問ございましたので、事務局からお答えください。

岩淵総務課長 まず任期につきまして、辞令上は期間については、書いてございませんけれども、2年間お願いするというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、ほかの委員会、専門調査会の傍聴とか資料の入手でございますけれども、委員会、専門調査会につきましても、いずれも傍聴可能でございますし、それから、資料につきましても、傍聴の際に配布しております。また、少しかかりますが、ホームページ上で公開しているところでございます。

リスク管理機関の方での審議会の方につきましても、原則的に公開をして傍聴や資料の入手は可能になっている状況と考えております。

富永座長 どうぞ。

門傳専門委員 そうしますと、事前にお知らせいただけるということなんでしょうか。例えば、いついつ、ここでこれがありますよということが、例えば希望する方なのか、きょうここのメンバー全員になるのか、その辺はどういうふうになるのでしょうか。

岩淵総務課長 開催前にいつもホームページには出しているのですが、御連絡するよう  
にいたします。

門傳専門委員 ホームページを見るようにします。

岩淵総務課長 そうですね。食品安全委員会の会議に関しては御連絡できるのですけれ  
ども、リスク管理機関の方になりますと、必ずしも十分把握できていないので、当委員会  
関係の会合については御案内するよういたします。

富永座長 ありがとうございます。それでは、山本委員、どうぞ。

山本専門委員 私ども食品産業に従事する側からしますと、先ほど林先生がおっしゃっ  
た安全と安心は同じものではないのですということをご2～3年ずっと繰り返してきて  
おります。ひと昔前は、何か事が起こったときに科学的な事実はこちらだと。それについて  
安全性はこう認識しておりますということをごその都度消費者・お客様に御説明をしますと、  
かなりの部分は、ああ、そうですか、じゃ、わかりましたということご御理解をいただい  
ているのですけれども、まさにここ数年、全くそのことが相反する事態として取り上げら  
れているということがたくさんございます。

1つは、大変お恥ずかしい話ですけれども、我々食品産業に従事する側が、安全性と直  
接関係しないコンプライアンスというようなところで大変お恥ずかしいことを起こしてい  
るということも多分あるのだろうと思うんですけど、もう一つは、産・官・学、この3つ  
の部門が、消費者・生活者ときちんとコミュニケーションしてこなかったということがか  
なり大きな問題だと思ひます。そういう意味では、まずアナリシスをきちんとした上で、  
そのことをどう消費者とコミュニケーションしていくかということが多分これから最大の  
課題だろうと思うんですね。そこがこの安全委員会に課せられた最大の責務ということで、  
私どもも企業として大変期待をしておりますし、そこに何らかの形で私どもが御協力でき  
ることがあれば、最大限御協力したいと思っております。

そういった中で、コミュニケーションをどうするかということも含めまして、あまり企  
画は企画、コミュニケーションはコミュニケーションということごばらばらにやっ  
てしまいますと、どうも総合力としての安全委員会の責務が果たせないのかなという感  
じを持っています、その辺のことは、これからの中で十分連携をとって運営していただ  
けると大変ありがたいと思ひています。以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。和田委員、どうぞ。

和田専門委員 7月に食品安全委員会がスタートしましてから2カ月ということで、あ  
る意味では非常に関心を持たれ、期待もされてというところで、これが消費者の期待に沿

うものであって、そして安全・安心につながる委員会になるように大変期待が多い分、難しいと思いますけれども、そういう立場でいろいろ発言もさせていただきたいと考えております。

それと各省庁が直接この食品安全委員会と関係ないことかもしれませんが、こちらでの評価が各省庁へ行ったときの受け皿の組織がどういうふうになっているのか、その情報を得たいのですが、まず、どういう部署で受けて、どういう検討がされるのかということも次回でも結構ですから、それをお示しさせていただきたいなと。1つの参考にさせていただきたいと考えております。

富永座長 今、よろしいですか。次回に回しましょうか。

岩淵総務課長 はい。

富永座長 次回、そのことも触れさせていただきます。ありがとうございました。それでは、渡邊秀一委員、よろしく申し上げます。

渡邊（秀）専門委員 この食品安全委員会が行っている機能としてのリスクアセスメントということで、その結果を関係するリスク管理機関に対しては正確に伝えるという趣旨できちんとやられていると思うのですが、7月に発足して以来、いろいろ審議をした事項というのがあったと思うのですが、その結果について、消費者に対するきちんとした機能としての情報ではなく、形式としての情報になっているのではないか。生活者としてこうとらえるべきではないのかといった形でのリスクの評価の側面、その情報、そういうものをわかりやすく伝える必要があると思います。これはあした開催されるリスクコミュニケーションの専門委員会で討議されることだと思うのですが、そういうところに非常に関心があります。

というのは、消費者というのは、リスク管理ということで、どういうことが評価されたのかということについて、多分大きな関心事として注目をしているのだらうと思いますので、そこからいたしますと、私どもの企画専門調査会というのは、リスクコミュニケーションも含めて、どういうふうな年間計画をつくるのかということになるのだと思いますので、その辺に私は意を尽くしたいなというふうに思っております。

富永座長 ありがとうございました。それでは、渡邊治雄委員、よろしく申し上げます。

渡邊（治）専門委員 今まで食中毒のいろんな調査をやってきた経緯からも含めてなのですが、予防的原則といっても、なかなか日本はこういう手法自体が取り入れられたのが最近であり、こういう委員会ができたのがこととしてありますので、そういう意味では非常にまだプリミティブと。ですから、これがどういう形でもって大人になっているの



かというのが、それは日本が国際的な意味でも問われている問題なのではないかと思うんですね。

やっぱり予防的原則をいくら言っても、そのときに基づく科学的なデータをどれだけ根拠あるデータをつけられるかということが一番大きいんですけども、先ほど寺田先生がおっしゃいましたように、そういう科学的なことをやる科学者自身が非常に少ない。私もその一員でその責任を感じているのですけれども、この委員会にも出て、厚生労働省の別の委員会にも出て、先ほどから話が出ていて二足のわらじをとっているところがあるみたいで、そういう意味で非常に日本自身ももっとベーシックなものが本当は問われているのではないかと。

それは別に科学的な問題だけではなくて、食中毒のいろんな調査をしていて非常に感じるのは、流通機構も含めて日本の中があまりにもごちゃごちゃしていて統制がとれてないので、その根本原因がどこであるかというのがわからないと。これはもちろん社会的構造も全部含めた問題なのではないかと思うので、そういう意味ではすべてが問われているというようなことを非常に感じております。

それとリスクコミュニケーション、これも非常に難しい。私、0157のとき、あの調査にかかわったのですけれども、あれでリスクコミュニケーションを厚生労働省がやった方かなと思ったのですけれども、裁判で負けてしまっているというような現状もありますし、やり方自身にも多分問題があったんだと思うんですね。ですから、そういうものも含めて、日本全体が問われているのだということを我々も意識しながらやっていかなければいけないのではないかというふうに感じております。

富永座長 どうもありがとうございました。各委員から最後に一言ずつ御意見、この委員会に期待することについて御意見をいただきました。

時間が迫って、ほとんど持ち時間なくなりましたが、もう一つ、議題が残っておりますので、それに移らせていただきます。次の議題は6番目でございます、「食品安全委員会の活動及び企画専門調査会の今後の予定について」、事務局から御説明ください。

岩淵総務課長 それでは、お手元の「資料一覧」という厚い資料の中の5ページをお開きいただきたいと思います。

食品安全委員会のこれまでの活動状況、今後の予定、さらにはこの企画専門調査会の今後の予定案につきまして、残りのお時間で御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、5ページにございますように、食品安全委員会の発足までの経緯でございますけ

れども、近年の食品行政を取り巻く状況の変化、中でも、まず、国民の食生活を取り巻く状況の変化としまして、食品流通の広域化・国際化が進展しているということ。新たな危害要因の出現、遺伝子組換えであるとかクローンなどの新たな技術開発や分析技術の向上、こういったことがございました。

そんな中で、昨今国内初のBSEの発生、輸入野菜における農薬の残留の問題、国内での無登録農薬の使用等の様々な食の安全を脅かす事件が頻発をしたということでございます。

一方で、本日、林先生から御講演ございましたが、国際的動向といたしまして、リスクの存在を前提にこれを科学的に評価し管理すべきというリスク分析手法が一般化してきたというような状況があるわけでございます。

こんな状況を受けまして、「BSE問題に関する調査検討委員会」、和田専門委員が御参加いただいておりますけれども、ここにおきまして、平成14年4月にリスク評価機能を中心とする新たな行政機関の設置等が提言がなされたということでございます。

それを受けまして政府では「食品安全行政に関する関係閣僚会議」を設置いたしまして、ここで「今後の食品安全行政のあり方について」という取りまとめをしたわけですが、その中で、食品安全委員会の設置、食品安全基本法の制定ということが方向性として出されたわけでございます。

そして、この方針に沿いまして、食品安全基本法案が本年2月に国会に提出されました。内容は国民の健康保護を最優先するというような食品の安全性確保の基本理念、それから、関係者の責務・役割、食品安全委員会の設置等を内容とするものでございました。5月に成立しまして、7月1日に施行されたということございまして、この法律に基づきまして、7月1日に内閣府に食品安全委員会が発足をしました。総理から谷垣禎一食品安全担当大臣、寺田委員長始め7名の委員の方々が任命されたと、こういうような経緯でございます。

食品安全基本法につきましては、条文をこの資料の末尾に付けておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

次に6ページに参りまして、食品安全委員会の役割・組織でございます。

食品安全委員会の役割は、リスク管理を担当する行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を実施するということ。また、重大な食品事故の発生等の緊急事態の対応やリスクコミュニケーションに関し、政府全体の要として活動するということでございます。

組織としては、委員会は7名で構成されまして、また、専門の事項を調査させるために、

専門委員を総理が200名近く任命するというので、本日、企画専門調査会も発足していただいているわけでございます。

それから、委員会のサポートということで、事務局が専任で設置されておりまして、4課1官54名といった規模でございます。

主な所掌事務としましては、食品中の微生物や化学物質等が人の健康に及ぼす影響についての科学的評価を実施するということです。

添加物の指定、残留農薬の規格・基準の設定、動物用医薬品の承認等については、関係各大臣は、食品安全委員会の健康影響評価を受けなければならないということが法律で義務づけられているわけでございます。また、食品安全委員会は、自ら必要と判断した場合にも、食品健康影響評価を行うことができるという構成になっているわけです。

この食品健康影響評価の義務づけられている場合ですけれども、大変細かい資料で恐縮でございますが、10ページから15ページまでございますけれども、これが食品衛生法ですとか、農薬取締法、肥料取締法等々関係の各法の規格基準の設定等食品の安全性の確保にかかわり合いのあるような事項でございます。これらの制定とか改廃などにつきましては、関係各大臣から、食品安全委員会の意見を聴かなければならないということで評価を求めてくるというシステムになっております。

6ページに戻りまして一番下でございますが、食品健康影響評価の結果に基づく構ずべき施策に関する関係各大臣への勧告、当該評価に基づき講じられる施策の実施状況の監視、監視の結果必要と判断される場合にはさらに勧告をするといったような事務。また、評価の内容等に関する幅広いリスクコミュニケーションの実施ということが所掌事務でございます。

この委員会が発足以来のこれまでの活動状況でございますが、7月1日以来、毎週1回、木曜日に開催しておりまして、これまで10回開催しております。諸規程を定め、また会議の公開を決定いたしまして、これまですべての会合は公開で開催されております。

また、健康影響評価の実施も既に行っておりまして、厚生労働省及び農林水産省からの要請に応じまして、添加物、動物用医薬品、かび毒等につきまして評価を実施、結果を通知しております。評価要請が9月11日までに22件、評価結果を通知したものが11件ございます。

評価の具体例としまして、その括弧内に書いてございますけれども、ここでは添加物酸化マグネシウム等、アマメシバにつきまして例を挙げております。

それから、リスクコミュニケーションの促進といたしまして、7月早々の委員会のホー

ムページを立ち上げました。順次充実ということで、先ほども御指摘ございましたけれども、進めているところでございます。

それから、8月1日には、食の安全ダイヤルということで、お問合せを電話又はメールで受ける態勢をつくっております。

9月5日には、食品安全モニターということで、470名の方々に委嘱いたしました。これは公募したのですが、約6倍の応募がございまして、中からこの方々に依頼をいたしまして、今後様々な御意見を伺っていくというシステムをつくったわけでございます。

それから、委員と消費者団体、食品産業関係者等との意見交換会を開催してきております。

専門調査会といたしましては、企画、リスクコミュニケーション、緊急時の専門調査会を設置。また、評価の専門調査会は、プリオンを既に開催していますけれども、今後順次開催していこうとしています。

それから、この企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会につきましては、専門委員の公募を行いまして、本日お二人の専門委員が公募で御参加いただいたわけですが、96名応募がございまして、論文選考で10名選抜しまして、委員に面接をしていただいて、それぞれの調査会に2名ずつ専門委員として御参加をいただいたということでございます。

今後の予定ですけれども、食品健康影響評価の実施。リスク管理機関から要請を受けたものについて、国民の健康への悪影響の未然防止の観点から、緊急性も考慮しつつ、順次、評価を実施するということ。

それから、国内外の科学的知見や危害情報の収集・分析、国民からの意見等に基づきまして、国民の健康への悪影響が生ずるおそれがあると認められる場合には、委員会自らの判断で評価を実施するということ。

遺伝子組換え食品等の安全性に関し、新たな審査基準を策定するというところでございます。

それから、食品安全基本法21条第1項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項の検討ということでございまして、これは企画専門調査会で意見の取りまとめをお願いしたいと考えておりますけれども、総理から追って意見の求めがございまして、これを受けて対応していただきたいということです。

それから、リスクコミュニケーションの促進といたしましては、リスクコミュニケーシ

ヨンの専門調査会の検討を進めるとともに、全国各地で意見交換会を開催していく。

また、国と地方の密接な連携のための全国食品安全連絡会議も今週予定しております。また、モニターの方々とも会議を開催いたします。

それから、緊急時対応につきましては、現在緊急時対応専門調査会においてマニュアルの検討などを行っていくというところでございます。

その後、9ページは、これまでは委員会の評価を求められた案件と評価結果を通知した案件でございます。

10ページから先ほどの評価が義務づけられているケースの資料でございます。

16ページがホームページの1枚目の目次のところでございます。

17ページ、これはリスクコミュニケーションの状況につきまして、もう少し詳しい資料でございます。これまで行いました意見交換会の実績あるいは食の安全ダイヤルを設置いたしましたところ50件ほど寄せられておりますけれども、その内訳でどんなものがあったか、あるいは今後の予定といたしまして、18ページに専門調査会あるいは意見交換会の開催の予定を書いているものでございます。

19ページは、緊急時対応についての状況でございます。専門調査会の方で、先月末に第1回調査会を開催いたしまして、緊急時の対応を適正に行うための基本指針につきまして、調査審議を行うということになっておりまして、現在20ページの基本指針の項目に沿って調査審議をいただいているという状況でございます。

21ページにつきましては、現在当委員会で情報収集を常時行っているその情報収集の範囲でございます。

以上が、この食品安全委員会の、ちょっと急ぎましたけれども、活動状況と今後の予定でございます。

それから、22ページが、当企画専門調査会の今後の予定でございます。ちょっと御覧いただきたいのですが、資料4でございます。本日、第1回の会合を開催いたしまして、御議論・御審議いただいているわけでございます。次回は第2回会合、10月の中旬にお願いしたいということで今日程調整しておりますけれども、ここでは食品安全委員会の15年度の運営のあり方につきまして、企画専門調査会におきまして御意見の取りまとめをお願いしたいと考えております。

それから、第3回、10月の下旬に設定したいと考えておりますけれども、第3回以降は、3回程度かけまして、食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項につきまして御議論をいただきたいと考えております。

それから、年が明けまして、16年度の年間計画につきまして、また御審議をお願いしたいと、このような予定で考えているところでございます。

御説明、以上でございます。

富永座長 どうもありがとうございました。最後の事務局の御説明の時間が短くなってしまいまして申し訳ありませんでした。大体本日の議事は終了したつもりでございますが、7番、その他として何か事務局の方からございますか。

岩淵総務課長 特にございません。

富永座長 それでは、特にないようでございますので、本日の第1回の専門調査会はこれで閉じさせていただきますけれども、次回には本日の各委員の御意見を踏まえまして、運営のあり方についての意見の素案のようなものを提示したいと思います。

どうも本日は御協力ありがとうございました。これで閉会させていただきます。